

仕 様 書

この委託業務は、大気常時監視測定局及び大気測定車(以下「測定局等」という。)の設備及び測定機(以下「測定機等」という。)を良好な稼動状態に保持するために、保守点検等を行うものである。

1 業務対象物件

業務の対象となる測定機等は、別表 1 のとおりとする。

2 業務の内容

(1) 保守点検業務

ア 通常点検

受注者は、原則として測定局等を週 1 回巡回（ただし、5 月 4 日から 5 月 8 日及び各小
学校の閉庁期間（夏休み、年末年始等）を除く。）し、別表 2 に掲げる保守点検を行うものとする。

イ 緊急時の対応

受注者は、緊急時における連絡及び対応がとれるような体制を整え、次の場合は、通常点検に優先し、速やかに保守点検等を行うものとする。

- (ア) 発注者から測定機等が正常に稼動していない旨の通報を受けたとき。
- (イ) 微小粒子状物質の濃度が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超え、発注者から測定機等の確認の要請を受けたとき。
- (ウ) 受注者が、通常点検に際して測定機等の異常を発見したとき。

ただし、受注者では対応できない技術を必要とする場合には、直ちに発注者に報告し、指示に従うこと。

ウ オキシダント計の動的校正

受注者は、JIS B 7957「大気中のオゾン及びオキシダントの自動計測器」及び「オキシダント自動計測器の動的校正マニュアル」（環境省編集）に規定された方法により、オキシダント計の動的校正を上期及び下期の各 1 回実施するものとする。

エ 微小粒子状物質計の空試験

受注者は、微小粒子状物質計の空試験を年 1 回実施するものとする。

オ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の保管

測定機等から回収した産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物は、受注者が測定局等内に適正保管するものとする。

カ 測定データの整理

受注者は、次のとおり測定データの修正及び整理等を実施するものとする。

- (ア) 大気常時監視測定局における測定データについては、測定機等の記録紙上のデータまたは測定機等の内部に保存されている記録データ（電子データ）をもとに、発注者が提示する帳票のデータと照合すること。測定データの修正が必要な場合は、CD-Rに訂正データを記録すること。
- (イ) 大気測定車の測定データについては、測定機等の記録紙上のデータまたは測定機等の内部に保存されている記録データ（電子データ）をもとに、データ処理装置から出力した帳票のデータと照合し修正すること。修正された帳票の全てのデータは、CD-Rに記録すること。
- (ウ) 記録紙及び修正された帳票は、梱包し測定局ごとに整理すること。

(2) 移動測定業務

受注者は、発注者の計画（別表3）に基づき、大気測定車を測定地点に移動させ、衛生研究所を除く地点では、速やかに測定機等を移動させるものとする。

3 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 受注者は、業務の実施にあたって事故防止に万全を期し、事故が生じた場合、直ちに発注者へ状況を報告するものとする。
- (2) 受注者は、測定機等を常に良好な稼働状態に保ち、環境省が定める有効測定時間数(6,000時間)を確保するように努めるものとする。
- (3) 受注者は、業務の履行に際して、発注者と事前に協議し、業務の日程等を定めるものとする。
- (4) 受注者は、業務の履行に際して、充電部分が露出している開閉器の操作を行う場合には、低圧電気取扱業務特別教育を修了した者を従事させることとする。

4 経費の負担等

- (1) 委託業務に必要な経費のうち、次に掲げるものは発注者の負担とする。

ア 測定局等の電気及び通信回線使用料

イ 別表2に掲げる交換部品のうち別表4に掲げる消耗品及び交換部品、並びに別表2の点検項目に掲げていない消耗品及び交換部品

- (2) 受注者は、大気測定車の自動車保険（発注者の指示する任意保険）に加入することとし、その保険料は受注者が負担する。

5 報告事項等

(1) 業務責任者及び従業員名簿等の提出

受注者は、契約締結後速やかに、発注者に対し、業務責任者及び従業員の氏名等、並びに緊急時の連絡先を報告するものとする。業務責任者又は従業員等に変更があったときも、また同様とする。

(2) 実施計画書の提出

広島市委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は、年間計画書及び月間計画書とし、受注者が次のとおり提出し、発注者の承認を受けなければならない。

ア 年間計画書は、契約締結後速やかに提出すること。

イ 月間計画書は、前月の25日までに(4月分については契約締結後速やかに)提出すること。

(3) 実施報告書の提出

広島市委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書は、週間巡回報告書、月間報告書、オキシダント計の動的校正に係る報告書、及び微小粒子状物質計の空試験に係る報告書とし、次のとおり提出し、発注者の確認を受けるものとする。

ア 週間巡回報告書は、翌週火曜日(火曜日が休日の場合は直後の平日)までに提出すること。

イ 月間報告書は、翌月の20日までに提出すること。ただし、3月分については、当該月末日までに提出すること。

ウ オキシダント計の動的校正に係る報告書は、オキシダント計を設置している全ての測定局の動的校正が完了した月の月間報告書に添付すること。

エ 微小粒子状物質計の空試験に係る報告書は、微小粒子状物質計を設置している全ての測定局の空試験が完了した月の月間報告書に添付すること。

(4) 業務に伴い排出されるCO₂等温室効果ガスを削減するため、次の温暖化防止の取り組みに努めること。

ア 使用する資材、機械器具の選定に当たっては、省エネ商品やエコ商品の選択に努めること。

イ 廃棄物(ゴミ)の排出に当たっては、減量化、リサイクルに努めること。

ウ 自動車を使用する場合には、エコドライブに努めること。

6 大気測定車の通常点検業務及び大気測定車による移動測定業務

測定計画に追加等を行う必要がある場合、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

7 その他

この仕様書について疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者とが

協議して定めるものとする。